## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和2年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

260,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

2,090,400 千円

(単位:千円)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

財源内訳 費 特定財源 一般財源 経 地方消費税交付金 国県支出金 地方債 その他 その他 (社会保障財源分) 障害者自立支援施行事業費 464, 228 334, 439 104, 296 25, 493 重度心身障害者等医療費支給事業費 101, 262 38,630 12, 302 50, 328 421, 329 63,861 6,205 68, 996 282, 267 社 会 福 祉 子 育 て 支 援 医 療 費 支 給 事 業 93, 353 60, 552 18,000 14, 801 手 支 317, 355 38, 580 269, 345 9, 430 ひとり親家庭等医療費支給事業費 3,671 18,690 0 15,019 社会保険介護保険事業 (繰出金) 480, 581 27,000 89,094 364, 487 業 保 健 事 子 19, 458 750 3,675 15,033 業 保健衛生保 健 事 96,818 1,720 2,326 18, 223 74, 549 費 防 接 種 77, 326 4, 445 14, 315 58, 566 2,090,400 758, 190 0 8,533 260,000 1,063,677

<sup>※</sup>地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。